

麻薬卸売業者免許申請

申請及び 問い合わせ先	安来市 松江保健所衛生指導課 〒690-0011松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階) TEL:0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町 雲南保健所衛生指導課 〒699-1396雲南市木次町里方531-1 TEL:0854-42-9515
	出雲市 出雲保健所衛生指導課 〒693-0021出雲市塩冶町223-1 TEL:0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町 県央保健所衛生指導課 〒694-0041大田市長久町長久ハ7-1 TEL:0854-84-9806
	江津市、浜田市 浜田保健所衛生指導課 〒697-0041浜田市片庭町254 TEL:0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町 益田保健所衛生指導課 〒698-0007益田市昭和町13-1 TEL:0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL:08512-2-9719
提出書類	1 麻薬取扱者免許申請書
	2 設備の概要図(寸法を記載したもの) ①麻薬貯蔵設備配置図(店舗平面図に麻薬貯蔵設備の位置を明記した図面) ②麻薬貯蔵設備の立体図
	3 医師診断書(有効期限1ヶ月) (申請者が個人の場合は診断書。法人の場合は麻薬関係業務を行う役員全員の診断書。)
	4 申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図 (代表者の記名押印により証明されたもの)
	5 勤務されている薬剤師の方の薬剤師免許証の写し
	6 上記の薬剤師の雇用証書
	7 薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の写し
提出部数	申請書、添付書類とも各1部
手数料	14,600円(島根県収入証紙)
1 2	免許を受けることができる者は、①薬局開設又は医薬品販売業の許可を受け、 ②自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用している者に限られます。
	薬局開設又は医薬品販売業許可申請と同時に本申請を行う場合は、その旨を備考欄に記載し、申請書の写しを添付して下さい。

	<p>3 同一の申請者が複数の営業所で本申請を行う場合、添付書類のうち診断書については一方の営業所に原本が提出されていれば、他方は写しでも差し支えありません。 このとき、写しに「原本は〇〇月〇〇日〇〇保健所に提出済」と記載して下さい。</p>
<p>備考</p>	<p>4 構造設備 (麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備の基準について 昭和五六年八月一四日付け薬発第七八〇号 各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)</p> <p>①常時監視のできる警備体制が具備されていること ②人目のつかない非常ベルの装置があること ③天井の高さは180cm、床面積は3.3㎡以上であること ④天井及び壁は原則として鉄筋コンクリートで、厚さは20cm以上であること ⑤出入り口に鉄格子及び鉄扉があり、鉄格子及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは9cm以上で内部に不燃材料をつめてあること ⑥通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分講じること</p>